回覧												

垂水市農林技術協会だより

第１号：令和７年4月１日発行

発行・事務局：垂水市農林課
問合せ先：32-1224（直通）

垂水市公式ＬＩＮＥ
友だち募集中！

農林技術協会だより
市のホームページはこちら

● 内　容

・農林課　座談会のご案内！
・経営所得安定対策等交付金の申請受付について
・農業用廃プラスチック類は適切に処理しましょう!
・農業用廃プラスチック（廃ビニール）類等の回収について
・農薬の適正使用の徹底について
・農作業中の熱中症に注意！
・生活改善センター及び猿ヶ城活性化施設指導員の募集
・春の農作業事故ゼロ運動

農林課　座談会のご案内！

農林課座談会を下記の日程で開催いたしますので、農家の皆様のご参加をお願いいたします。また、座談会終了後、経営所得安定対策等交付金の申請受付（次のページ）を行います。

日時	座談会	経営所得安定対策受付時間	場所
4/17（木）	14:00 ～ 15:00	15:00 ～ 16:00	松ヶ崎地区公民館（和室）
4/18（金）	9:30 ～ 10:30	10:30 ～ 11:30	牛根地区公民館（和室）
	14:00 ～ 15:00	15:00 ～ 16:00	協和地区公民館（和室）
4/21（月）	9:30 ～ 10:30	10:30 ～ 11:30	柊原地区公民館（1階）
	14:00 ～ 15:00	15:00 ～ 16:00	新城地区公民館（和室）
4/22（火）	9:30 ～ 10:30	10:30 ～ 11:30	大野地区公民館
	14:00 ～ 15:00	15:00 ～ 16:00	水之上地区公民館（1階）
4/24（木）	9:30 ～ 10:30	10:30 ～ 11:30	市民館　2階（第一研修室）

経営所得安定対策等交付金の申請受付について

水田において主食用米以外の転作作物（WCS用稲、飼料作物、野菜等）を作付け・販売する農業者を支援する経営所得安定対策等交付金の申請受付を行います。

◆ 申　請　者　市内在住で、水田に販売を目的として対象作物を生産する農業者

◆ 申請先及び申請期間　市役所農林課：４月25日（金）から5月30日（金）まで
※ 前のページの座談会でも申請できます。
※ 昨年度申請された方には申請書を送付します。

◆ 対象農地　次の要件を満たす主食用米を生産しない水田が対象となります。

- ご本人名義で農地基本台帳に記載のある農地
  ※令和７年７月１日までに利用権の開始期が到来することが確実な農地が対象になります。
- 畦畔等のたん水設備を有する農地
- 土地改良区に賦課金（水利費・経常賦課金）を支払っている農地
  ※土地改良区の管理区域外の農地は、賦課金が発生しませんので、問題ありません。

◆ 持参する物　申請者名義の通帳（昨年度に申請された方は不要です。）

◆ 交付予定額　（R7.3.21現在）

対象作物		交付単価（10aあたり）		
		国	市協議会（予定）	合計
表作（基幹作）	① 麦	35,000 円		35,000 円
	② 大豆	35,000 円		35,000 円
	③ 飼料作物	35,000 円	7,000 円以内	42,000 円以内
	④ WCS用稲	80,000 円	4,000 円以内	84,000 円以内
	⑤ 加工用米	20,000 円	10,000 円以内	30,000 円以内
	⑥ 飼料用米 米粉用米	55,000 円 ～ 105,000 円	4,000 円以内 （飼料用米のみ）	59,000 円以内 ～ 109,000 円以内
	⑦ いんげん、えんどう		20,000 円以内	20,000 円以内
	⑧ ⑦以外の野菜、花き		15,000 円以内	15,000 円以内
裏作（二毛作）	⑨ なたね、そば、麦、大豆		20,000 円以内	20,000 円以内
	⑩ 飼料作物		4,000 円以内	4,000 円以内

※協議会の交付単価については、令和７年３月21日現在のものとなっております。
今後、国からの予算配分等により単価が調整される場合があります。

※⑦及び⑧以外の作物については、申請時に販売先（供給先）を確保しておく必要がありますので、事前に販売先と調整を行ってください。

農業用廃プラスチック類は適切に処理しましょう!

使用済みのビニルやポリエチレンフィルム、肥料袋などの「農業用廃プラスチック(以下廃プラ等)」は産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄が禁止されています。

廃プラ等は、事業者が自らの責任で適正に処理することが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で義務付けられています（汚染者負担の原則）。

廃プラ等の運搬や処分を業者に委託する際は、「産業廃棄物収集運搬業許可証」「産業廃棄物処分業許可証」などを必ず確認してください。

野焼きや不法投棄だけでなく、無許可業者に委託した場合も、懲役や罰金などの罰則が科せられる場合がありますので、注意してください。

農業用廃プラスチック（廃ビニール）類等の回収について

垂水市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会では、適正な廃プラスチック処理を推進し、農家の負担を軽減するため、下記の通り廃プラ等の回収を行います。

なお、分別や梱包が適正でない場合は、そのまま持ち帰って頂くか、分別・梱包をやり直していただく場合があります。

◆ 回 収 日 時　　令和７年４月17日（木）　予備日：４月24日（木）
午前8時～12時【小雨決行予定】

◆ 場　　所　　鹿児島きもつき農協垂水支所野菜集荷場（山田水産隣）

◆ 回収する廃プラ等の種類

種　類		負担金	回　収　条　件
農業用廃プラスチック類	塩化ビニール（農ビ/ﾊﾟｲﾌﾟ等）	40円/kg	種類別に梱包して持ち込んでください ※梱包方法 ・農ビ・農ﾎﾟﾘ・ﾏﾙﾁ：80㎝程度に折り曲げ、２箇所結束。 ・塩ビパイプ等：１m以下に切断し結束。 ・コンテナ類：嵩張らない程度に裁断し結束。 ・苗箱，苗ﾎﾟｯﾄ等：重ねて結束。
	ポリエチレン（農ﾎﾟﾘ/ﾏﾙﾁ/肥料袋/ｺﾝﾃﾅ等）		
	農薬容器		中を洗浄した後ラベルをはがし、キャップ・ラベルと容器は、別々の透明袋に入れてください
農　薬空き缶等	一斗缶・消毒缶		中身が空で洗浄・乾燥済みのもの(ラベルははがす) 缶の重量が１個約２kg以下のもの
その他	廃農薬類	550円/kg	

◆ 持参するもの　　負担金及び印鑑

・本回収は、上記以外の一般廃棄物及び産業廃棄物の回収は行いません。
・梱包方法等お問合せ先：下記又は垂水市農林課振興係(TEL:32-1224)

問合わせ先：垂水市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会事務局
（鹿児島きもつき農協垂水支所　営農購買チーム内）　電話　32-1121

農薬の適正使用の徹底について

今般、鹿児島県内において、農薬残留基準値超過事案が発生しました。
このような事案が発生し、農産物の自主回収を行った場合、県や厚生労働省のホームページで生産者や販売先の情報が公表されます。
本市において、同様の事案が発生しないよう、農業者の皆様は改めて農薬の適正使用を徹底してください。

【農薬使用に係る注意事項】

- 散布器具については、散布後の洗浄だけでなく、散布前にも確認、洗浄を徹底すること
  ※最も多い残留基準値超過の原因は、散布器具の洗浄不足です。
- 表示ラベルを確認し、使用基準を遵守すること
- 最終有効年月の過ぎた農薬は使用しないこと
- 散布履歴（日時、場所、農薬名、濃度・量）を必ず記帳し、保管すること
- 飛散防止対策を講じること

【生産物の出荷に係る注意事項】

- 生産物の安全性チェックを徹底すること
- 生産履歴の出荷前確認を徹底すること

農林水産省ホームページでもご確認ください。→

農作業中の熱中症に注意！

まだ身体が暑さに慣れていないGW前後や梅雨明けに農作業中の熱中症事故が急増する傾向があります。熱中症を正しく理解し、予防に努めましょう。

※熱中症の予防には、「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です！

[暑さをしのぐ服装]

○帽子の着用
○通気性の良い衣類の着用

[水分補給]

○こまめな水分補給
○気温の高い時間は作業をしない
○こまめな休憩

[熱中症になりにくい室内環境]

○ハウスや畜舎等の換気
○遮光や断熱材の施工等による温度上昇の防止

生活改善センター及び猿ヶ城活性化施設指導員の募集

生活改善センター・猿ヶ城活性化施設において、施設の器具等の操作及び食品加工の指導等をしていただく指導員を募集しています。

◆ 勤　務　場　所：生活改善センター（三和センター内）・猿ヶ城活性化施設
◆ 勤　務　内　容：施設・器具等の操作及び食品加工の指導等
◆ 年 齢 ・ 資 格：条件なし（採用後に「食品衛生責任者養成講習会」を受講しますので、未経験者の方もご応募いただけます。）
◆ 勤　　務　　日：年間80日程度（繁忙期は10月～11月）
◆ 勤　務　時　間：8：30～17：00のうち半日若しくは終日
◆ 日　　額：7,400円（交通費別途支給あり）

※詳細についてはお問い合わせください。　　農林課農政係　担当：井之上
連絡先：0994-32-1111（内線：239）

春の農作業事故ゼロ運動